



沖縄－東海ヨットレース 2018

- 【期 間】 2018/4/26～2018/5/8
- 【開 催 地】 沖縄県宜野湾市～愛知県蒲郡市
- 【共同主催】 (公財) 日本セーリング連盟 (申請中)
J S A F 外洋東海
- 【特別協賛】 古野電気株式会社
- 【後 援】 国土交通省、海上保安庁、沖縄県、宜野湾市、浦添市、
愛知県、蒲郡市、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー
NHK沖縄放送局、琉球放送株、沖縄タイムス社、琉球新報社
- 【協 力】 J S A F 外洋沖縄、宜野湾港マリーナ
株) ラグナマリーナ、ラグナマリーナヨットクラブ

【帆走指示書】

1 規則

- 1.1 「セーリング競技規則」(以下、「RRS」)に定義された規則。
- 1.1.1 夜間は RRS 第 2 章の規則に代わって、海上衝突予防法第 2 章(航法)、第 3 章(灯火および形象物)が適用される。このレース海域全範囲において日没：18:30 から日出：05:00 の間を夜間とする。
- 1.1.2 RRS 51 可動バラストを変更する。
セットされていないセールの移動はライフラインの内であれば許可される。
- 1.2 外洋特別規定 2018-2019 及び OSR 国内規定
- 1.3 沖縄-東海ヨットレース特別規定
- 1.4 本帆走指示書により変更された規定については、帆走指示書の規定を適用する。
- 1.5 IRC Rule 2018 Part A, Part B, Part C (「IRC 規則」)
IRC 規則 22.4.2 クルーナンバーは適用しない。

2 責任の所在

- 2.1 競技者は、完全に自己のリスクでレースに参加している。RRS 4「レースをすることの決定」参照
主催および協力団体・個人は、レース前、レース中またはレース後に関連して受けた物的損害または個人の負傷もしくは死亡に対する責任を否認する。
- 2.2 艇と乗員の安全の確保はオーナーの避けられない責任であり、オーナーは、所有艇が十分に艀装され、かつ、必要な耐航性を保ち荒天の海にも適した経験豊かな乗員を乗り組ませるようにしなければならない。
オーナーは船体、スパー、リギン、セールおよび全ての備品を確実に整備し、また安全備品が適正に維持格納され、それらの使用方法と置場所を乗員に熟知させておかなければならない。
- 2.3 OSR およびその他の JSAF が定める外洋レースに関わる特別規定の制定、適用、およびこれらの諸規定に基づく検査の実施はオーナーが自艇の安全の確保の一助に供するものであって、安全を保障したりオーナーの責任を肩代わりするものではない。
- 2.4 乗員は、自己の責任において自身の安全を確保し、落水等のないよう努め、かつ、艇と全乗員の安



全の確保に努めなければならない。

乗員は、荒天の海にも耐え得る精神力と体力を養い、かつ、操艇または作業ができるよう技術を磨き、また全ての装備および安全備品の使用方法と置場所を熟知するよう努めなければならない。

2.5 いずれの艇に乗るか、またレースに参加するか否かは全てその個人の責任のみで決定される。

3 競技者への通告

3.1 スタート側：宜野湾港マリーナボートハウスに設置する公式掲示板により行われる。

3.2 スタート側の通告は、4月29日（日）09:00 までに公式掲示板に掲示する。

3.3 フィニッシュ側：ラグナマリーナレース本部に設置する公式掲示板により行われる。

4 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、4月29日 09:00 までに掲示する。

5 陸上で発する信号

陸上で発する信号は、宜野湾港マリーナボートハウス前のポールに掲揚する。

6 日程

4月26日（木）	09:00～17:00	インスペクション
4月27日（金）	09:00～17:00	インスペクション
4月28日（土）	09:00～16:00	安全講習会(クルー トレーニング)
	11:30～12:00	艇長会議
	17:00～19:30	前夜祭
4月29日（日）	11:55	スタート予告信号
5月8日（火）	12:00	タイムリミット

7 クラス旗

クラス旗は TOSC 旗（東海オーシャンセーリングクラブ）とする。

8 バックステイ旗 *NP

8.1 レース参加艇は、レース委員会提供の旗をスタート5分前からフィニッシュするまでの間、もしくはリタイアするまでの間、下端がデッキ上1.5m以上になるようにバックステイまたはスターンに設置されるポール類、それがでない場合にはスターボード側サイドステイに掲げること。

8.2 レースをリタイアした場合には直ちにこの旗を降ろさなければならない。

9 コース

沖縄県宜野湾市 宜野湾港マリーナ沖→愛知県蒲郡市 ラグナマリーナ沖

コース長さ：約720海里（約1,333 km）



10 スタート *NP

- 10.1 レースは、以下の追加事項と RRS 26 を用いてスタートさせる。
- 10.2 スタート海面は、「牧港第2号灯浮標」付近とする。
- 10.3 スタートラインは、スターボードの端に停泊するレース委員会 信号艇 [(JSAF エンサイン掲揚)] のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端のスタート・マークとの間とする。
- 10.4 スタート・マークはオレンジ色の三角ブイとする。
- 10.5 スタート信号後、下記時刻より後にスタートする艇はレース本部への通告を必要とする。
また下記時刻まで当初のスタートラインは維持される。
- 10.6 下記時刻より遅れる場合は「牧港第2号灯浮標」を右舷に見て回航した後、自らその回航時刻を記録しレース本部に報告すること。これは RRS A4 を変更している。
- 10.7 全艇がスタートするか、スタート信号から 10 分後のいずれか早い時間で信号艇は撤去される。

11 フィニッシュ *NP

- 11.1 フィニッシュ・ラインは、ポートの端となる「三河港ラグナマリーナ海陽西防波堤灯台」(Iso G 4s)とスターボードの端のフィニッシュ・マーク [赤色円筒形ブイ(夜間は白の点滅)との間とする。
- 11.2 フィニッシュ・マークは、「三河港ラグナマリーナ海陽西防波堤灯台」(「灯台表」に掲載)から約 185 度の方向で約 600 メートルの距離に設置する。
- 11.3 フィニッシュする艇はフィニッシュの約 1 時間前に、レース本部の電話を呼び出し、フィニッシュの見通し時間を通告すること。
- 11.4 上記通告を怠った艇はペナルティーを科せられることがある。
- 11.5 フィニッシュが夜間になった場合には、フィニッシュの際に自艇のセールナンバーをフラッシュライトで照射すること。
- 11.6 艇は自らのフィニッシュ時刻を記録しレース本部にレース報告書と共に報告すること。

12 ペナルティー方式

- 12.1 ペナルティー方式は、タイム・ペナルティー方式とし、失格または下記数値を所要時間に加算して修正時間を計算する。
- 12.2 RRS 第2章に関わる規則違反
失格または所要時間の 10%
- 12.3 RRS 第2章以外の規則違反
失格または所要時間の 5%または 10%
ただし、軽微な規則違反またはプロテスト委員会を納得させる事由がある場合に関しては、プロテスト委員会はペナルティーを科さない場合もある。
- 12.4 指示 17「ロールコール」に関する規則違反
1 回につき 10 分
ただし、プロテスト委員会を納得させる事由がある場合に関しては、プロテスト委員会はペナルティーを科さない場合もある。

13 タイムリミット

5 月 8 日 (火) 12:00 までにフィニッシュできなかった艇は、「DNF(フィニッシュしなかった)」と記録される。これは RRS 35、RRS A4 を変更している。



14 セール搭載枚数の制限

14.1 セール枚数制限：予備のメインセール 1 枚を積むことが出来る。

予備メインセールの使用は、メインセールが重大な損傷を受けた場合のみに限る。

予備メインセールを使用した場合、フィニッシュ後レース委員会に報告しなければならない。

これ IRC 規則 21.1.5(e)を変更している。

14.2 日本セーリング連盟 IRC 規程が適用され、スピナーカー1 枚の追加が許される。

15 緊急避難 *NP

15.1 悪天候を避けるため、傷病人の上陸のため、艇の修理のために、なるべく早い機会にレース委員会に通知した上で、港湾内や島影に進入着岸しても良い。

15.2 港湾内等に進入する際、アンカリングや着岸の際のみエンジンによる推進力を使用しても良い。

15.3 いったん艇から降りた乗員は、係船のために一時降りる場合を除き、その後のレースに参加することはできない。

15.4 これに要した時間は、レース所要時間に考慮されない。これは、RRS 45 を変更している。

16 エンジンの使用 *NP

落水者救助、遭難艇（船舶）救助、他の船舶との衝突回避（緊急回避）、離礁その他の緊急かつ切迫した事態に対するために、あるいは指示 15 の規定に従う場合にはエンジンを使用することができる。

ただし、エンジンを使用した場合には、その状況（使用した目的・時間・場所等）について、フィニッシュ後にレース委員会に速やかに報告しなければならない。

17 抗議と救済の要求

17.1 抗議書は JSAF ルール委員会の Web サイト(下記)またはフィニッシュ側レース本部で入手できる。(http://www.jsaf.or.jp/rule/Format/ProtestForm01_130101.doc)

17.2 抗議は自艇フィニッシュ後 8 時間またはリタイア後 24 時間以内に、レース本部に提出しなければならない。ただしプロテスト委員会が提出の遅延を認める場合がある。

17.3 抗議に関わる通告は、抗議締め切り時間後なるべく早く、公式掲示板に掲示する。

審問はフィニッシュ側レース本部において、それぞれ抗議書が受付された順に始める。

17.4 レース結果に対する救済の要求はレース結果が公式 Web サイトに掲示されて 24 時間以内とする。

17.5 レース委員会は、指示 17「ロールコール」の違反については、審問なしに指示 12「ペナルティー方式」に基づき標準のタイム・ペナルティーを科し、公式掲示板に掲載する。これは RRS. 63. 1、RRS A5 を変更している。

17.6 このペナルティーを科せられた艇が、そのペナルティーが不適切であるとする場合には救済の要求をすることができる。

17.8 OSR、RRS 41、IRC 規則、沖縄-東海ヨットレース特別規定と本帆走指示書中の*NP と記された項目は、艇からの抗議の根拠にはならない。これは RRS60. 1(a)を変更している。



18 ロールコール

- 18.1 参加艇は、フィニッシュするまで、またはリタイアした艇は最初の港に入港するまで、ロールコールにより毎回位置情報等の報告を確立しなければならない。
- 18.2 レース本部からの呼び出しに常に応答できる状態を保たなければならない。
- 18.3 定時から 4 時間以内にロールコールを確立できない場合にはペナルティーを科せられることがある。
- 18.4 ロールコールは「沖縄-東海ヨットレース通信要領」により行う。

19 無線通信

外部との通信はその装置、手段、内容について制限しない。これは、RRS 41 を変更している。

20 提出文章 *NP

20.1 レース報告書

上記をレース本部に提出すること。

用紙はレース Web サイト、出艇申告書(シート)またはフィニッシュ側レース本部で入手できる。

自艇フィニッシュ後 8 時間以内に提出すること。

リタイアした艇は、5 月 8 日 (火) 12:00 までに提出すること。

リタイアした艇は、E-mail により本報告書の提出は認める

20.2 出艇申告書

乗員追加を除き、出艇申告書(乗員リスト)の変更は 4 月 29 日 09:00 まで認める。

21 インспекション *NP

レース委員会は、スタート前にインспекションを行う。またフィニッシュ後にも行う事がある。この時、艇長または艇長により指名された者はそれに立ち会わなければならない。

22 JSAF 環境キャンペーン *NP

海にゴミなどを投棄してはならない。

23 自動位置通知装置 (GPS Tracker) *NP

23.1 レース中、自動位置通知装置 (GPS Tracker) を作動する状態にしてスターンパルピットに装着しておかななければならない。

23.2 自動位置通知装置 (GPS Tracker) はレース委員会より貸与される。

23.3 自動位置通知装置 (GPS Tracker) はフィニッシュ後 8 時間以内にレース本部に返却しなければならない。

23.4 リタイアした艇は、艇の責任で速やかにレース本部または実行委員会に返却しなければならない。

24 修正時間・順位

24.1 修正時間 IRC 規則に定義されたレーティングシステムを使用する。

計算に使う所要時間は、ペナルティー・救済が加算されたものを使用する。

24.2 順位は修正時間の短い方を上位とする。



25 賞

以下の賞を授与する。

ラインオーナー賞：最初にフィニッシュした艇（ペナルティー又は救済のタイムが与えられた場合当該タイムに加え最小の所要時間である艇）

優勝、2位、3位

アマチュア賞

26 表彰式

日時：2018年5月20日（日）

表彰式を実施する予定。詳細は、参加艇に通知する。

27 実行委員会、レース本部の所在

27.1 実行委員会

4月24日（火）17:00 まで：JSAF 外洋東海

5月9日（水）09:00 以降：JSAF 外洋東海

TEL： 052-971-5835

FAX： 052-971-5836

E-mail: okinawa@tosc.jp

27.2 レース本部

4月25日（水）09:00 から 30日（月）12:00 まで：宜野湾港マリーナ内

連絡先 090-8957-9114

4月30日（月）12:00 から 5月8日（火）20:00 まで：ラグナマリーナ内

連絡先 090-6585-5835

28 緊急救助体制

各艇からの情報および気象・海象の状況等から判断して、遭難の恐れがあると考えられる場合には、レース本部（実行委員会）は当該艇の緊急連絡先に連絡・協議の上、海上保安庁に捜索の要請を行うことがある。

緊急時における海上保安庁 関係機関の連絡先

118 番

第十一管区海上保安本部 TEL: 098-866-4999

第十管区海上保安本部 TEL: 099-255-4999

第五管区海上保安本部 TEL: 078-391-6551

第四管区海上保安本部 TEL: 052-661-1611